

令和3年第5回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和3年5月11日（火）午後2時00分		
場 所	別府市農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一		
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事		
	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可（一時転用）後の事業計画変更申請の審議について		
	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について		
	報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第3条の3の規定による届 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届		
	報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について		
出席委員	7名	※ 番号は議席番号	
	1番 久保 賢一	2番 佐藤 進蔵	
	3番 後藤 利夫	4番 小畑 義宏	
	5番 齊藤 孝一	6番 藤内 宣幸	
	7番 星野 賢一		
出席職員	事務局長 塩出 政弘	主査 吉岡 千紘	主査 加藤 満江

午後2時00分 開会

(局 長) それでは、只今より令和3年第5回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくお願いたします。

(会 長) 皆さん、お疲れ様でございます。

早いもので5月になり、中山間地域におかれましては田植えの時期に入っており、大変忙しい日々を過ごしていることと思っております。

コロナ禍で都府県に緊急事態宣言も出され、県下でも4段階の状況評価の上から2番目のステージ3に初めてなりました。感染者も今までになく急増しており、いつ家族に感染するか不安でございます。

最近、思うのですが家族に感染者が発生したなら、私たちはどのように対応することが出来るか考えてみますと不安が残るところです。万全の感染防止対策でこの時期を乗り越えたいと思っております。

最後に今回の総会で推進委員を交えて実施することを準備しておりましたがこれもコロナの関係で延期することといたしました。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出につ

いて、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、2番佐藤委員、3番後藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年第5回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第5回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。議案が第2号まで2件、報告第2号まで12件で合計14件あります。それでは、議長よろしくお願いいたします。

(議 長) それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可（一時転用）後の事業計画変更申請の審議について」申請番号1を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の1ページをご覧ください。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可(一時転用)後の事業計画の変更について。番号1 貸付人 別府市の方、借受人 日出町の株式会社 区分、市街化調整区域、申請の土地、変更前、大字南畑、田、現況畑、456㎡のうち200㎡、変更後、大字南畑、田、現況畑、456㎡のうち395㎡です。施設の概要、事業計画の変更 工事用仮設道路用地として、395㎡。転用の期間 令和2年12月12日～令和3年8月31日まで。変更後、許可あり次第～令和3年8月31日まで。理由は、水路改修工事(国の補助事業)に必要な工事用道路に使用するため申請の土地のうち200㎡を一時転用で借り受け公共工事の仮設道路としていた。今般工事に当たって大きな重機が必要となり、その重機の旋回のための土地が必要となったことから、同番地の残地のうち残り195㎡を借り受けたいもの。

それでは、追加の総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書です。先ほど、議案を読み上げましたので、これについては割愛させていただきます。2ページは配置図で、黄色いマーカーで囲っているのが今回追加になる部分です。3ページは、その部分の現況写真です。4ページは位置図、5ページは工事終了後速やかに農地に復元し、所有者に返還するという内容の誓約書です。

(議長) 只今、事務局から説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。

(議長) ご意見・ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可するこ

とにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可（一時転用）後の事業計画変更申請の審議について」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは議案の2ページをお開きください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、市街化区域。利用権を設定する土地、大字野田、田、現況田、2,653㎡、外筆、計4,035㎡です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年5月11日から令和6年5月10日。賃貸支払い、直接。設定理由 利用権を設定する者、規模縮小のため。利用権を受ける者、新規就農のため。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当地区の安藤委員さんから補足説明をお願いします。

(安藤委員) 説明いたします。現在、5品ぐらいを予定しているようであります。

その場所が、昔に戻り清々しい気分になっています。このような方がしてくれるのは大変よかったですと思います。

(議 長) 只今、事務局及び安藤委員から説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(議 長) ご意見・ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号2について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。
議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。
報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。
何かありますか。

(議 長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号8について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

(議 長) 特にご質問等もないようであります。報告第2号「開発行為事前協議
申込等に対する協議結果の報告について」、番号1及び番号2につい
て、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) 特になし

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

14時30分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 2 番 委 員 印

署名委員 3 番 委 員 印